

放課後児童クラブのしおり

－ 平成31年度版 －

この「放課後児童クラブのしおり」は、放課後児童クラブをご利用いただく保護者の皆さんに、その運営内容等についてご理解いただき、支援員とともに安全で安心な放課後児童クラブの運営にご協力いただくため作成しました。

1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して生活指導を行い、その健全な育成を図る事業です。

学年の異なった友達と一緒に様々な遊びや体験を通して交流を図り、子どもたちが心身とも健全に成長することを目的としています。

2. 入所できる児童等

- (1) 村内の小学校に通う児童（全学年）
- (2) 村長が特に入所を必要とみとめた児童

3. 保護者等の要件

児童クラブを利用できる方は、父母等の保護者や同居親族が、次のいずれかに該当し、昼間家庭で児童等を養育できない場合です。

- (1) 外勤労働に従事し日中不在のとき
- (2) 自営労働に専従しているとき
- (3) 病気・身体障がい等のとき
- (4) 家族の介護、看護をしているとき
- (5) 妊娠、出産（出産90日以内）のとき
- (6) 就学しているとき
- (7) 求職中のとき



4. 開設日及び開設時間

- (1) 開設日及び開設時間

	開 設 日	開 設 時 間
学校登校日	・ 放課後	下校時から午後7時まで
学校休業日	・ 長期休業（夏休み、年末年始休み、春休み） ・ 学校の振替休業日、計画休業日	午前8時から午後7時まで

- (2) 平成31年度放課後児童クラブの開始日 4月1日(月)より開所

※新1年生の入学式前の入所については、4月1日(月)より可能です。

- ・ 学校休業日 各学校の年間計画による
- ・ 土曜日 長期入所の利用者で事前申込が必要（一時利用の利用は不可）

- ・土曜日のキャンセルにつきましては、3日前までにご連絡ください。

(3) その他

- ・各小学校により登校日、休業日が異なるので、放課後児童クラブ支援員（以下「支援員」という。）に確認してください。

5. 休所日

- (1) 日曜日、国民の祝日（振替休日含む）、お盆期間中（8月13日から8月16日）
年末年始（12月29日から1月5日）
- (2) その他村長が必要と認めた日



6. 支援員の業務

児童クラブには、複数の支援員を配置しています。支援員は、子どもたちが安全に児童クラブで過ごすことができるよう指導を行います。また、子どもたちの健康面にも配慮し、集団での遊びや様々な体験などを通じ、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る業務を行います。

支援員は、子どもたちが児童クラブに入所してから、宿題などを行う習慣を身につけるよう指導は行いますが、学習指導が目的でなく、基本的な生活習慣を身に付けることを主目的としています。

なお、支援員の業務は次のようになります。

- (1) 子どもたちの安全の確保に努めます。
- (2) 遊びや体験を通じて、自主性、社会性等が向上するための手助けを行います。
- (3) 集団生活のなかで、基本的な生活習慣を身につけられるように生活指導を行います。
- (4) 家庭や学校と連携し、子どもたちの健康面・生活面の配慮を行います。
- (5) その他子どもたちの健全な育成上必要な業務に努めます。

7. 入所・退所に必要な提出書類・締め切りについて

入所に必要な書類は、各児童クラブ、各学校、南箕輪村こども館、村役場子育て支援課にありますので、必要に応じて提出してください。年度当初以外で、長期利用および長期休業中の一時利用希望者は、利用希望日の最初の日の2週間前までに利用承認申請書を提出してください。またその他の一時利用希望者は、利用希望日の1週間以上前までに使用承認申請書を提出してください。年度当初の申し込み締め切りは別途定めます。

(1) 長期利用の場合

- ・継続して3ヶ月以上利用する見込みがあること
- ・途中入所も可能だが、継続して3ヶ月以上利用する見込みがあること
 - ①南箕輪村放課後児童クラブ利用承認申請書（様式第1号）
 - ②就労証明書

*就労先の証明を受けない場合は、必要な箇所をご記入のうえ、社会保険証の写し又は、就労していることがわかる書類を添付してください。

③口座振替依頼書（記入例を参考に必要事項を記入し、提出してください。）

*入所を希望する場合は、原則として事前に入所説明・面談を受けていただきます。

(2) 一時利用（継続した3ヶ月以下の利用）の場合

①南箕輪村放課後児童クラブ利用承認申請書（様式第1号）

②口座振替依頼書（記入例を参考に必要事項を記入し、提出してください。）

*緊急の場合は、電話連絡のうえ、こども館係へご相談ください。

(3) 退所の場合

①南箕輪村放課後児童クラブ退所届（様式第3号）

*アレルギー、障がい、配慮してほしいことは、必ず申請書に記載してください。

8. 入所の決定について

(1) 決定方法

書類審査、面談の上、入所を決定します。長期継続入所受け入れの判断に迷う場合は、試験入所期間を設けることがあります。

なお、入所は一年を通じていつでも受け付けていますが、申し込みが施設の受け入れ可能人数を超えた時には、入所を待っていただく場合があります。

(2) 入所の可否の通知

年度当初から入所希望者で、受付期間内に申し込みをされた方については、3月中旬までに通知をします。その他の時期の入所希望者は、面談終了後1週間以内にご連絡します。

(3) 入所の有効期間

放課後児童クラブの入所期間は、単年度となっています。最長で平成32年3月31日までの1年間となります。

※備考

特に对人的に問題行動が出てしまうことが多く見られる場合や、職員が個の特性に沿った適切な支援が困難な場合は、入所をお断りしたり、入所中であっても退所勧告を出したりすることがありますので、ご承知ください。

9. 負担金(利用料)について

児童クラブに入所すると、毎月負担金（利用料）をお支払いいただくことになります。

ただし、一時入所（保護者が緊急を要する場合、都合の悪い日に入所する場合）の場合は納付書でお支払いいただきます。

負担金の納付については、基本的に口座振替となりますので、手続きを忘れないようお願いいたします。なお、口座振替日は「児童クラブを利用した月の月末」となります。

*口座振替日が土・日・祝日の場合、土・日・祝日明けの最初の平日が振替日となります。



[児童クラブ負担金]

世帯区分	保護者負担額	
	放課後児童クラブ(1ヶ月)	一時的放課後児童クラブ(1回)
ア 共働き世帯及び次のイ、ウに該当しない世帯	5,000円	800円
イ 母子または父子家庭	3,000円	800円
ウ 第2子以降	アの世帯	3,000円
	イの世帯	1,500円
エ 生活保護家庭または準要保護家庭	0円	0円

*一時的利用者についても口座登録をお願いします。納付書の場合は、役場会計室か所定の金融機関にてお支払いください。

*退所される場合は、事前に退所届を各児童クラブかこども館係へ必ず提出してください。月途中で退所届を提出された場合、その月の利用料は全額負担となります。

*負担金(利用料)を正当な理由なく滞納している場合は、入所をお断りすることがあります。

10. 届け出について

次のようなときは、こども館係又は児童クラブに届出をしてください。

- (1) 退所するとき
- (2) 一時休所するとき
- (3) 住所・連絡先を変更するとき
- (4) 仕事や勤務先、家族構成など家庭の状況が変わったとき

11. 家庭との連絡

(1) 次の場合は、事前に支援員に伝えるか児童クラブへご連絡ください。

- ア. 早退又は欠席するとき
- イ. 利用日の変更するとき
- ウ. 都合でお迎えの時間が大幅に遅くなる時
- エ. お迎えの方がご家族以外の場合

(2) 次の場合は、支援員から保護者の緊急連絡先等へ連絡をさせていただきます。

- ア. 児童が体調を崩した、怪我をしたとき
- イ. 連絡がなく、児童が児童クラブに来ないとき
- ウ. お迎えがいつもと違う方で連絡がないとき



- エ. その他、支援員が連絡を必要と判断したとき
- オ. 災害発生時及び災害が予想される時

12. 保育園、小学校、関係機関との連携

申請書（裏面）の承諾書にもお願いしてありますが、児童が児童クラブで健やかに過ごせるために、特別な配慮が必要であるかなどの生活状況等を職員が保育園、幼稚園、小学校等各関係機関に照会させていただくことがありますのでご了承ください。

13. 病気、障がい等について

児童に持病、障がい等がある場合又は、疾病等で不安がある場合は事前にお知らせください。

14. 伝染病などについて

集団生活の場である児童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されている伝染病にかかった場合又は、その疑いのある児童の利用を制限させていただくことがあります。

また、伝染病などで学級・学年が閉鎖になったクラスの児童は受け入れできません。伝染病などで学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも臨時休会となります。

15. 登・下校について

(1) 児童クラブの開設時間は、午後 7 時までです。

緊急の場合や仕事の都合等で児童クラブの終了時間におむかえが間に合わない場合は、必ず児童クラブまで連絡をしてください。

(2) 学校休業日（長期休業、土曜日、振替休業日、計画休業日）の利用に当たっては、必ず保護者の送迎が必要となります。〈開所時間 午前 8 時から午後 7 時まで〉

*原則として児童クラブからの一時外出はできません。ただし、特別の事情により保護者等の送り迎えがある場合はこの限りではありません。

*お迎えの方がご家族以外の場合は、児童クラブへご連絡ください。連絡がない場合は、児童を引渡すことができません。

*車は各施設の駐車場に停めてください。玄関前に停車、横付け等は事故につながりますのでご遠慮ください。また、お迎えに来るご家族の方にもお伝えください。

*習い事等に通わせることも可能ですが、必ず保護者が習い事先の先生のお迎えが必要となります。また、申請書等の提出もお願いします。

16. 出欠の連絡について

欠席の連絡は、できれば事前に予定表等にご記入ください。当日の場合は、下校時間までにこども館へご連絡してください。児童クラブに来る予定で見当たらない場合、所在を確かめる連絡を携帯または職場に必ず連絡することになります

また、土曜日の児童クラブは申込制となり、1ヶ月前から2週間前まで受付を行っています。キャンセルのときは、3日前にご連絡ください。あまりにもキャンセルが多い利用者は、利用を制限させていただきます。

17. 活動内容

(1) 日課の目安時間

時間	児童の活動	目的	支援員の活動
下校時～ 16:00	登所（下校）、宿題、 読書又は休息	学習(宿題)の自主的な習 慣性を養う	出欠席状況把握 健康状態確認 学校での様子を聞く 連絡事項、生活指導
16:00～17:00	自由遊び、運動、工作、 読書、読み聞かせ等	集団行動における協調 性を養う、友達の大切さ を学ぶ	計画に基づく活動 児童の活動状況観察 集団活動の援助
17:00～17:15	教室の片付け、掃除	整理整頓、共有物の使い 方を学ぶ	掃除、その日の反省
17:15～19:00	帰宅準備、室内遊び	穏やかに保護者を待つ	保護者への引渡し、 連絡等

(2) 夏休み等の長期休暇の日課については、各児童クラブで計画を立てて運営しています。

(3) 年間行事やイベント等は、各児童クラブで計画を立てて実施していきます。

18. 持ち物

(1) 児童クラブに用意しておく物

- ・上履き（南部小放課後児童クラブのみ。体育館等で使用します。）
- ・着替え（服を汚す心配がある児童）

(2) 長期休み中

- ・勉強道具
- ・お弁当、水筒、おやつ（1回100円程度のお菓子又は、おにぎり等）
- ・水泳道具（夏休み中）

*ゲーム機、カード類、現金、貴重品、昆虫等生き物は持ち込みできません。

（紛失・破損の責任は負えません。）

*おやつは学年、名前を記入した袋に入れて持ってきてください。

*おやつに、アイス、棒付きの菓子（あめ玉・チョコ等）、ガム、カップ麺類等は、ご遠慮ください。また、傷みやすいもの、融けやすいもの等もご遠慮ください。

(3) 学校給食のない日はお弁当、水筒

*持ち物には必ず名前をつけてください。その他必要な物は、支援員から連絡します。

19. 児童クラブ中の病気や怪我について

(1) 体調が悪くなったとき

児童クラブ事務室で休養させ、保護者へ連絡又は引渡しをお願いします。

(2) 怪我や高熱等で病院に搬送された場合

病院への搬送が必要と判断した場合は、**伊那中央病院**に搬送させていただきます。保護者の方には、ご連絡のうえ、病院での引渡しとなります。

20. 保険について

児童クラブは、学校の放課後又は学校の休日に開設していますので、開設時間中における児童の万一の事故・ケガの時は、学校保険の給付対象外となります。(小学校から放課後児童クラブに下校する途中の事故・ケガは、学校保険の対象となります。) 子育て支援課では、これらの負傷等に備えて傷害保険に加入していますが、この補償は見舞金の給付を主な目的とするものです。保護者の方には、ケガ等で病院に通院する際には、病院窓口で学校管理外でのケガ等である旨を伝えてください。保険の請求に関する手続きは、こども館係で行いますが、必要書類にご記入いただくことをお願いします。

* 傷害保険に加入する際の保険料は村が負担します。

* 死亡・重度の後遺症が残った障がいの請求に必要な書類は、子育て支援課よりお渡します。

また、病院で支払いをした場合は、全ての領収書を保管し、保険の書類と一緒にこども館係へ提出してください。

21. 災害発生時(地震、風雪水害等)の対応について

雪水害等で学校が臨時休校になった場合、児童クラブは休会となります。一斉下校(短縮授業)等になった場合、児童クラブは原則として下校時間からの開設となりますが、状況により臨時休業又は開設時間が変更になる場合があります。

災害発生時及び災害が予想されるときは、直接保護者に児童を引渡します。仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れてお迎えに来る場合でも引渡しするまでは保護しておりますので、速やかにお迎えに来てください。

災害時は電話の不通等が予測されますので、状況により、自主的なお迎えをお願いします。児童の安全が確保できない場合は、臨時休業または終了時間繰上げとなる場合もありますのでご了承ください。詳細はメール配信にて連絡をします。

22. その他

- (1) 支援員は入所児童の安全と快適な利用環境を考慮しています。児童クラブを利用する際には、学校で決められているルール(体育館・遊具等の使用)・児童クラブでの約束ごと、公共マナー、支援員の言うことを守って自分勝手な行動をとらないよう、お子さまに対して家庭での指導をお願いします。
- (2) 学校生活・児童クラブで1日を過ごすと、子どもたちもかなり疲れています。帰宅後からの親子のふれあいを大切にしてください。
- (3) 児童が児童クラブの施設や備品等を破損したときは、修理に要する費用をいただく場合があります。
- (4) 児童クラブでは、学校等と違い調理施設がありません。小学校で給食のない日は、必ずお弁当、水筒を持たせ、学校休業日はおやつも持たせてください。
- (5) 村の広報やメディア等の写真撮影、取材等が児童クラブで行われる場合がありますので、ご協力をお願いします。写真撮影・取材等に問題がある場合は、支援員へご相談してください。

さい。

(6) 忘れ物は、児童クラブで保管してあります。1ヶ月以上たった物は、処分させていただきますので、早めに忘れ物を取りに来てください。特に、ハンカチ、靴下、傘の忘れ物が多いので、必ず名前を書いてください。

(7) 自宅で要らなくなった、玩具（ボードゲーム、トランプ、将棋、ボール）などがありましたら、児童クラブへ寄付してください。

(8) 困ったことや相談がありましたら、支援員にお気軽に声をおかけください。

23. 放課後児童クラブの所在地

(1) 連絡先

名 称	位 置	施 設	電話番号
南箕輪小放課後児童クラブ	村 4817 番地 1	こども館	72-3522
南部小放課後児童クラブ	村 8306 番地 986	学校内	76-7140
南箕輪村子育て支援課 こども館係	村 4817 番地 1	こども館	98-5110

(2) 連絡時間

◇南箕輪小学校放課後児童クラブ

平 日 午後 2 時 40 分から午後 7 時まで

学校休業日 午前 8 時から午後 7 時まで

◇南部小学校放課後児童クラブ

平 日 午後 2 時 50 分から午後 7 時まで

学校休業日 午前 8 時から午後 7 時まで



◇子育て支援課こども館係

平 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 1 5 分まで

* 土日、祝日は、お休みになります。

* 緊急の連絡は、こども館係へお願いします。

* 児童の出欠席に関する連絡は、こども館係でも受け付けています。

放課後児童クラブの目標と約束

○目 標 なかよく安全に楽しく過ごそう！

○約 束

☆児童クラブへくるときは

1. 学校がっこうが終わおったら、寄り道よみちせずに児童クラブじどうへいきましょう。
2. 道みちをわたるときは、右みぎと左ひだりを見て道みをわたりましょう。
3. 生き物いきもの、植物しょくぶつ、石いしは、持もってこないようにしましょう。

☆児童じどうクラブにきたら

1. 元気げんきよくあいさつをしましょう。
2. 名札なふだをつけて、出席簿しゅっせきぼに〇と来た時間まゝを書きましよう。
3. かばんをロッカーにしまいましよう。
4. 宿題しゅくだいや本ほんをよみましょう。

☆児童じどうクラブ活動中かつどうちゆう

1. あいさつと返事へんじをきちんとしよう！
(はい、ただいま、こんにちは、さようなら、ありがとう、ごめんなさい)
2. 児童クラブじどうの時間割じかんわりを守りましよう。
3. 部屋へやの中なかでは歩あきましょう。
4. 遊ぶあそときは、危険きけんがないようルールまもを守りましよう。
5. 友だちともとなかよく一緒いっしょに遊あそびましよう。
6. ていねいに、落おち着ついて話はなしましよう。

ほうかごじどう かえ
☆放課後児童クラブから帰るとき

1. 片付けをきちんとしましょう。
2. 忘れ物がないか、考えましょう。
3. 名札を返して、帰る時間を書きましょう。
4. 先生に帰ること（さようなら）を言ってから帰りましょう。

まも やくそく
☆みんなで守ろう5つの約束

1. あいさつ

じどう き か あいさつ げんき い
児童クラブに来たとき、帰るときは、挨拶が元気よく言えるように
しましょう。

2. 話を聞く

せんせい はなし き ともだち はなし
先生が話をするとき、友達が話をするときには、しずかにすわって
話を聞きましょう。

3. 物を大切に

じぶん もちもの なまえ か おともの もの たいせつ
自分の持ち物へ名前を書き、落とし物がないように、物を大切にしま
しょう。

4. 先生に相談する

きもち わる こま せんせい
気持ちが悪い、けがをした、困っているときは、すぐに先生にいい
ましょう。

5. 優しく

ともだち ちい こ
お友達、小さい子には、やさしくしましょう。